

○富田林市立図書館協議会規則

昭和 51 年 5 月 19 日

教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富田林市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、富田林市教育委員会が委嘱する委員をもつて組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選とする。

2 委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、図書館長の要請により、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数以上出席しなければ開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、富田林市立中央図書館において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会にはかり、別に定める。

附 則

この規則は、富田林市立図書館条例施行の日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 11 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。